

ヘルスサイエンス情報専門員認定資格規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第5号の規定に基づき、ヘルスサイエンス情報専門員認定資格（以下「認定資格」という。）事業に関し、必要な事項を定める。

(事業の基本理念)

第2条 保健・医療情報サービスに携わる個人が認定資格取得を目指すことにより、次の各号に掲げる能力の向上を図る。

(1) 保健・医療その他関連領域（以下「保健・医療」という。）の情報の専門的知識及び技能

(2) 保健・医療情報サービスの管理、調整能力

(事業の所管)

第3条 本事業は、認定資格運営委員会（以下「委員会」という。）が所管する。

2 委員会は、本事業の評価を定期的に行い、理事会に報告する。

(資格の名称及び種類)

第4条 認定資格の名称は、次のとおりとする。

和名 ヘルスサイエンス情報専門員

英名 JMLA Health Sciences Information Professional

略名 JHIP

2 資格の種類は、基礎、中級、上級の3種類とする。

(1) ヘルスサイエンス情報専門員（基礎資格）

JMLA Health Sciences Information Professional, Basic

JHIP, Basic

（保健・医療情報の基礎的な専門的知識及び技能を有すること。）

(2) ヘルスサイエンス情報専門員（中級資格）

JMLA Health Sciences Information Professional, Senior

JHIP, Senior

（保健・医療情報の専門的知識及び技能を有すること。）

(3) ヘルスサイエンス情報専門員（上級資格）

JMLA Health Sciences Information Professional, Distinguished

JHIP, Distinguished

（保健・医療情報の高度な専門的知識及び技能を有すること。）

(認定資格の要件等)

第5条 認定資格の要件及び申請書類は別表1、認定審査料は別表2によるものとする。

2 申請にあたり、「医学図書館員のための倫理綱領」に対する宣誓の署名をしていること。

(認定審査の実施)

第6条 委員会は、申請書類等に基づき、認定のための審査を行う。

2 申請受付及び審査は、年2回行う。

3 審査では、申請1件当たり2名以上が提出書類に基づき、審査要件の充足の有無を確認するものとする。

4 審査結果は、合議制で決定する。

5 委員会は、書類の追加又は再提出、若しくは審査に必要な照会を申請者に求めることができる。

6 委員会は、審査結果を理事会に報告するものとする。

(認定及び認定証の交付)

第7条 資格認定は、委員会の審査結果に基づき、理事会の議を経て、会長が行う。

2 本会は、認定された者に認定証を交付するとともに、申請に応じて証明書類等を交付するものとする。

(認定資格の更新及び有効期間)

第8条 中級及び上級資格は、更新することができる。

2 中級及び上級資格の有効期間は、認定証の交付日から5年間とする。

3 中級及び上級資格は、期限内に更新しない場合、基礎資格となる。

4 基礎資格は、永年、保持することができる。

(認定資格の取消し)

第9条 委員会は、申請に虚偽又は不正を認めた場合、理事会にその事実を報告するものとする。

2 会長は、理事会の議を経て、認定資格を取り消すことができるものとする。

(異議申立て)

第10条 申請者は、審査の結果に異議がある場合、その旨記載した書面を会長に提出して、異議申立てを行うことができる。

2 異議申立ては、結果の通知を受け取った日から起算して30日以内にしなければならない。

(守秘義務)

第11条 認定資格運営委員会の委員は、職務上知り得た個人情報及び審査経過並びに結果等について、これを第三者に口外してはならない。また、委員退任後も同様とする。

(申請関係書類の扱い)

第12条 委員会は、審査関係書類を厳正に取り扱わなければならない。

2 審査結果は、本会中央事務局にて永年保存するものとする。

3 申請書類及び関係書類は、5年間保管後、個人情報等を配慮して廃棄することができる。

4 申請書類は、返還しない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、2016年8月1日から施行する。

別表1. ヘルスサイエンス情報専門員認定資格申請要件等

	認定資格要件	申請書類
基礎資格	1 ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、過去5年以内に通算2年以上の実務経験を有すること。パートタイム又は兼務のため勤務時間が週30時間未満の期間は、30時間を1週として換算するものとする。	1 認定資格申請書 2 ポイント申告書 3 申告ポイントを証明する書類等
	2 特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）主催のJMLA コア研修を修了していること。	4 宣誓署名を記した倫理綱領
	3 司書資格を有することを原則とするが、司書資格を有しない者について、委員会はその実績に鑑み、要件を満たすものと	5 司書資格を証明する書類

	認めることがある。	6 認定審査料振込受領書
	4 過去3年間に、認定資格ポイント表（以下「ポイント表」という。）で40ポイント以上を取得していること。	
中級資格	1 ヘルスサイエンス情報専門員（基礎、中級又は上級）の資格を取得していること。	1 認定資格申請書
	2 ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、5年以上の実務経験を有すること。パートタイム又は兼務のため勤務時間が週30時間未満の期間は、30時間を1週として換算するものとする。	2 ポイント申告書
	3 過去5年間に、ポイント表で70ポイント以上を取得し、そのうち「継続教育」項目においては、30ポイントを超えない範囲とする。また、「専門学協会活動への参画」について、10ポイント以上取得していること。	3 申告ポイントを証明する書類等
	4 更新時は、50ポイント以上を取得していること。	4 モデル活動申告書
	5 「JMLA 専門職能力開発プログラム」のレベルI又はレベルIIのモデル活動若しくは関連する資格証明を、3単位示すこと。	5 英語力を証明する書類等
	6 TOEIC 540点相当の英語力を持つこと。	6 宣誓署名を記した倫理綱領
		7 認定審査料振込受領書
上級資格	1 ヘルスサイエンス情報専門員（基礎、中級又は上級）の資格を取得していること。	1 認定資格申請書
	2 ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、10年以上の実務経験を有すること。パートタイム又は兼務のため勤務時間が週30時間未満の期間は、30時間を1週として換算するものとする。	2 ポイント申告書
	3 過去5年間に、ポイント表で100ポイント以上を取得し、そのうち「継続教育」項目においては、30ポイントを超えない範囲とする。また、「専門学協会活動への参画」について20ポイント以上（うち、本会に関わる活動としてJMLAポイント5ポイント以上を含む。）を取得していること。	3 申告ポイントを証明する書類等
	4 更新時は、70ポイント以上を取得していること。	4 モデル活動申告書
	5 「JMLA 専門職能力開発プログラム」のレベルIまたはレベルIIのモデル活動または関連する資格証明（別表2）を、6単位示すこと。	5 英語力を証明する書類等
	6 TOEIC 730点相当の英語力を持つこと。	6 宣誓署名を記した倫理綱領
		7 認定審査料振込受領書

別表2. ヘルスサイエンス情報専門員認定資格審査料

	初回	更新時
基礎資格	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員個人 5,000円 ・正会員A、B及び協力会員に所属する個人 7,000円 ・非会員 15,000円 	
中級資格	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員個人 7,000円 ・正会員A、B及び協力会員に所属する個人 10,000円 ・非会員 17,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員個人 5,000円 ・正会員A、B及び協力会員に所属する個人 8,000円 ・非会員 15,000円

上級資格	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員個人 12,000 円 ・正会員 A、B 及び協力会員に所属する個人 15,000 円 ・非会員 22,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員個人 10,000 円 ・正会員 A、B 及び協力会員に所属する個人 13,000 円 ・非会員 20,000 円
------	---	---

施行日より3年間は経過措置として、基礎資格の認定資格要件のうち、2のコア研修は「JMLA 医学図書館員基礎研修会」、又は「JMLA 医学図書館研究会」及び「JMLA 継続教育コース」に代えられることとする。